

大型のすくい網の使用制限

宮崎県内水面漁場管理委員会指示第109号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定により、すくい網の使用について次のとおり指示する。

平成18年12月14日

宮崎県内水面漁場管理委員会会長 染矢 忠孝

1 使用の制限

水産動植物の採捕の目的をもって、下表の上段に掲げる区域においては同表中段に掲げる期間に同表下段に掲げる漁具を使用してはならない。ただし、宮崎県内水面漁業調整規則（昭和39年宮崎県規則第24号）第6条の規定により知事の許可を受けた者又は第33条第1項の規定により試験研究を目的として知事の許可を受けた者が当該許可の範囲内で使用する場合は、この限りでない。

禁止区域	① 延岡市大武町大武背割堤先端を中心として、1,000メートルの半径をもって描いた円周によって囲まれた水面 ② 延岡市東浜砂町浜砂排水機場（建屋）を中心として、1,000メートルの半径をもって描いた円周によって囲まれた水面 ③ 児湯郡高鍋町小丸川下流の鉄橋橋脚のうち、最南側の橋脚を中心として、2,000メートルの半径をもって描いた円周によって囲まれた水面 ④ 宮崎市佐土原町石崎川下流のなぎさ橋橋脚のうち、最北側の橋脚を中心として、2,000メートルの半径をもって描いた円周によって囲まれた水面
禁止期間	毎年11月1日から翌年4月30日までの午後6時から午前6時まで
禁止漁具の種類	間口最長差し渡しが30センチメートルを超え、かつ、目合い（網目）が5ミリメートル以下の細目のすくい網

2 施行期日

この指示は、平成19年1月1日から施行する。